

令和2年度 第2回 常呂まちづくり協議会 会議要旨

◎日 時	令和2年6月30日（火）午後6時00分～
◎場 所	常呂町公民館 2F 大講堂
◎出席者	協議会：14名 中村会長、山本副会長、小野寺委員、河村委員、久世委員、 近藤委員、佐藤委員、新谷委員、田淵委員、敦賀委員、 野辺委員、水谷委員、山内委員、吉田委員 株式会社ユースエナジーホールディングス：加藤札幌支店長、島田課長代理、日向寺主任 北見市：辻市長、須藤自治区長、古川廃棄物対策課長、早坂総務係長 事務局：川村総合支所次長、中村地域振興係長、渡井主事補

開 会

川村次長 : 本日は、大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。本日の進行を努めさせていただきます、常呂総合支所次長の川村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。なお、本日の協議会は、新型コロナウイルス感染症対策として、密の状態を避けるため、このような形態となっておりますので、ご承知をお願いします。それでは、ただいまから令和2年度第2回常呂まちづくり協議会を開催いたします。

委嘱状交付

川村次長 : 会議に先立ちまして、辻市長から委嘱状の交付をさせていただきたいと存じます。委員の皆様の名前を申し上げますので、自席にてお待ちください。

・・・・委員14名に委嘱状を交付・・・・

川村次長 : ここで辻市長よりご挨拶を申し上げます。

辻市長 : ・・・・市長挨拶・・・・

川村次長 : 本日は、常呂まちづくり協議会委員改選後の初めての協議会でございますので、それぞれ自己紹介をお願いいたしたいと思っております。
小野寺委員から順にお願いいたします。

・・・・自己紹介・・・・

ただいま、自己紹介いただいた皆様のほかに、常呂町PTA 連合会から推薦を

いただきました山谷真利さんも常呂まちづく協議会の委員になってございます。本日は都合により欠席の旨連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。なお、市長におかれましては、このあと別の用務がありここで退席させていただきますのでご了承願います。

辻市長 : 皆様どうぞよろしく願いいたします。

川村次長 : 続いて、常呂総合支所関係職員の自己紹介を行います。

・・・自己紹介・・・

なお、本来であれば各管理職も出席し自己紹介を行うところですが、新型コロナウイルス感染症対策のため、出席を控えることをご了承ください。

次に、事務局から諸般の事項について説明いたします。

会議 成立

中村係長 : 本日の協議会の成立についてご報告いたします。

出席委員数は、15名中、14名であります。北見市自治区設置条例第7条第3項の規定に基づき、半数以上の出席がありますので、本日の会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

次に、本日の会議に使用します資料についてでございますが、本日に配布させていただきました「会議次第」、「会長副会長の選出について」、「令和2年度第2回常呂まちづくり協議会資料」、「高齢者等のごみ出し支援事業の概要と支援方法の検討について」、「(仮称)常呂・能取風力発電事業について」、となります。以上の資料により行いますので、ご確認願います。不足等がございましたら、事務局の方にお申し付けください。以上でございます。

議 題

川村次長 : それでは、本日の議題に入らせていただきますが、会長・副会長が選出されるまでの会議の進行につきましては、私の方で努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題(1)の会長・副会長の選出についてであります。北見市自治区設置条例 第6条 第1項の規定によりまして、正・副会長 各1名を委員の互選により定めていただくことになっております。

会長及び副会長の選出につきまして、どのように取り計らえばいいか、委員の皆様のご意見を頂戴したいと思います。

敦賀委員 : 事務局案はありませんか。

川村次長 : ただいま事務局案とのご発言がありました、ほかにご意見ございませんか。

委員一同 : 異議なし

川村次長 : それでは、ほかに無いようですので、事務局案を提示してください。

中村係長 : それでは事務局案を提示させていただきます。会長につきましては、引き続き中村委員に、副会長につきましても引き続き山本委員にお願いしたいと考えております。

川村次長 : ただいま、事務局から、会長として中村委員、副会長として山本委員にお願いしたい旨の提示がございました。それではお諮りします。会長は中村委員にお願いすることよろしいですか。

委員一同 : 異議なし

川村次長 : それでは、ご異議なしということですので、会長は中村委員に決定いたします。

次に、副会長の選出についてお諮りします。副会長は、山本委員にお願いすることよろしいですか。

委員一同 : なし

川村次長 : それでは、ご異議なしということですので、副会長は山本委員に決定いたします。中村会長、山本副会長はこちらの正・副会長席にお着きください。

ここで、ただいま選出されました中村会長、山本副会長から就任のご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

・・・正・副会長挨拶・・・

川村次長 : ありがとうございます。これからの議事につきましては、会長にとり進めていただくこととなりますので、中村会長、よろしくお願いたします。

中村会長 : それでは早速、議題の2、「高齢者等のごみ出し支援事業の概要及び支援方法」について本庁から市民環境部が来ていますので説明をお願いします。

古川課長 : 皆さんお晩でございます。北見市市民環境部廃棄物対策課の課長をしております。

ます古川と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。

まず、日頃より市の廃棄物行政にご理解とご協力をいただいておりますことを、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

本日は高齢者等のごみ出し支援事業について説明させていただきますとともに、常呂自治区における支援の在り方について委員の皆様のご意見を伺いたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以降は、着座にて失礼させていただきます。

資料のほうは、皆様にお配りしております高齢者等のごみ出し支援事業の概要と支援方法の検討について、というA4横の資料で表紙を含めまして7ページで構成されております。まず表紙をめくっていただきまして2ページ目から6ページ目は高齢者等のごみ出し支援事業の概要と支援方法の検討について、最後の7ページ目に参考資料といたしまして道内主要都市の高齢者等ごみ出し支援の実施状況を添付しております。

それでは資料の説明に入らせていただきます。初めに2ページ目をご覧ください。「(1) 事業目的と実施時期」であります。北見市におきましても人口減少や少子高齢化、核家族化の進行により高齢者のみの世帯が年々増加することが予想されております。その中には日常生活もままならず、ごみの排出が困難な方もいますが、ご家族や近隣の方からの援助も受けづらく既存のヘルパーさんに来てもらって介護していただくような福祉サービスでは収集日ごとにごみを排出するといったサービスまでは難しいことから、市ではごみの排出支援を行い併せて声かけによる安否確認を実施することで高齢者等の安心かつ健康的な生活を支援するための事業が必要ではないかと考え、令和3年度よりごみの戸別収集及び安否確認を開始する予定をしております。現在その手法について検討しているところであります。

同じページの中段にあります図のとおり、社会的な背景といたしまして左側縦書きに3つの項目がありますが、社会の高齢化・核家族化・地域のつながりの希薄化が高齢者の社会的孤立に繋がり、そのことによる様々な課題から高齢者の社会的孤立への悪循環が続いていく状況となることが問題となります。こういった情勢の中、ごみの排出に困難な状況にある高齢者世帯の方を支援することには、高齢者の社会的孤立を防いで高齢者が元気に暮らせるために必要なものであると市も考えておりますので、廃棄物処理の観点から高齢者福祉の課題解決に向け、本事業について、現在検討しているところでございます。

続きまして3ページ目をご覧ください。「(2) 支援対象となる方」であります。ア～オに記載しておりますとおり、ア要支援1から要介護5に該当する方、イ身体障害者手帳の交付を受けている方、ウ療育手帳A判定の交付を受けている方、エ精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方、オ前各号に準ずるとして市長が特に必要と認める方であって、ご家族や近隣住民からごみの排出の協力を得ることが困難な方を想定しております。ただし施設等の入所

者については除外といたしております。こういった明確な基準を設けますとともに福祉部門と連携しながら対象者を決定してまいりたいと考えております。

続きまして「(3)の支援手法の検討について」ですが、高齢者等へのごみ出し支援制度は大きく2つのタイプに分けることができます。1つは自治体が活動の主体となって対象者宅へ訪問しごみの収集や声かけを行う直接支援型、もう1つは町内会やNPO等の支援団体が対象者宅からごみステーションへごみを排出する活動に対して自治体が補助金を支給するコミュニティ支援型があります。市では地域の皆さんのご意見を伺い直接支援型またはコミュニティ支援型のいずれかの方法を決定したいと考えておりますが、事業の目的であります高齢者等のごみ出し支援と声掛けが確実かつ効果的効率的に行われることが必須でありまして、サービスの提供が永続的であることもまた重要であると考えております。なお直接支援型コミュニティ支援型を併用することは地域住民へのサービス内容の差異や近接する地域で複数の手法を用いることによるコストの増加や、効率性が低下するなどの課題も生ずることが予想されますので各自治区内では統一した支援方法の採用を想定しております。

次に4ページ及び5ページ目をご覧ください。それぞれの支援の手法の概略及び手続きの流れを図にいたしました。ここでは5ページ目にあります「(5)2つのごみ出し支援制度における手続きの流れ」について説明いたします。直接支援型につきましては、本サービスが必要な利用者より担当のケアマネージャー等を通じて市に申請をいただきます。市で要件などを審査した後に収集員がご自宅へ伺い、ごみを出す場所などを確認し、週1回の戸別収集及び声かけによる安否確認を実施することとしております。

続きましてコミュニティ支援につきましては、町内会やNPO団体などの支援団体より事前に市へ登録申請をいただきます。利用者の申請及び市の審査につきましては直接支援型と同じような形になると想定しておりまして、市から収集依頼を受けた支援団体は利用者のお宅へ伺い、ごみを出す場所等を確認のうえ、ごみの分別日に応じた戸別収集を実施し、当日の朝8時30分までにごみステーションへごみを排出していただくこととなります。なお安否確認の実施につきましては支援団体の判断にお任せすることになると考えております。

続きまして6ページ目をご覧ください。「(6)ごみ出し支援のタイプ別特徴」といたしまして各支援の特徴や強み、弱みを表にまとめております。直接支援型では法的な身分を持つものがごみ収集を行うために、声かけや安否確認を行う際に安心感を持たれる、ごみの分別指導や不適正ごみの対象者すべてに同じ体制で支援が可能、対象者に異変があった場合に少し踏み込んだ対応が可能ではないか、と考えておりまして、そういった様々なメリットがある一方で、週に1回の収集しかできないというようなデメリットもあると考えております。一方のコミュニティ支援型では、町内会やNPO団体などが支援団体となることで災害時の避難誘導や安否確認などの活動を連携することが可能で、地域のつ

ながりの維持調整に寄与するごみ収集日ごとに支援するなどのメリットがあります。そういったメリットの一方で町内会の場合、会員の減少や高齢化に伴う担い手不足により継続的なサービスの提供が困難になりうるということも同時に予想されております。

現時点で支援団体として想定できる町内会と考えた場合、北見自治区の町内会加入率が60%と、ほかの自治区に比べて低いことや、全ての地域を町内会がカバーしていないこと、また8時30分までにごみステーションへ排出しなければならないこと、分別が不適正だった場合の取扱いなど支援団体の負担が大きいと懸念されておりますことから、現在直接支援型による支援を検討しております。ただ、各自治区ともにコミュニティ型支援型による支援が可能かを含め検討することとしておりますので、様々な意見をいただきながら北見市の高齢者等のごみ出し支援の手法を決定していきたいと考えております。

これまで留辺蘂自治区、北見自治区でまちづくり協議会を開催した中で同じように説明させていただき、それぞれコミュニティ支援の立場、直接支援の立場からご意見を伺っておりますので、そういったことも加味しながら今後手法を決定していきたいと考えております。常呂におきましても同様に意見をいただきながら決定していければと考えています。

最後に7ページ目をご覧ください。参考としまして「道内主要都市の高齢者等のごみ出し支援の実施状況」で道内各都市の取り組みについて記載しております。道内の35都市のうち9都市で支援事業が既に実施されております。道内主要都市においては、札幌市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、苫小牧市が既に実施しております、近郊の網走市でも実施しております。ここには載せてございませんが、札幌の近郊の北広島市でも実施していると聞いております。表にあらわしているものにつきましては、主要都市と近郊の網走市の例を記載しておりますが、先ほど記載していないと言った北広島市も含め、各市ともに直接支援型で実施しております。

最後になりますが、昨年12月総務省から高齢者等世帯に対するごみ出し支援を実施する市町村に対して、事業に必要な経費の5割を財政的に支援するというような通知がありました。兼ねてより事業化を検討しておりました市といたしましては、こういった有利な状況も活用しながら、これまで説明してきた課題なども含め、令和3年度から支援を開始できるように事業化に向けて取り組んでまいります。以上で私からの説明を終わらせていただきます。

中村会長 : ありがとうございます。ただいま高齢者等のごみ出し支援事業の概要と支援方法の検討について説明がありましたが、何かご質問等はございますか。

吉田委員 : 「(2)の支援対象となる方」は、北見市の場合はア～オで決定ですか。

早坂係長 : 廃棄物対策課の総務係長をしております早坂と申します。今回資料でご説明させていただきました条件につきましては、他市町村の状況も踏まえながら各自治区ともにこのような条件で支援をさせていただきたいと考えております。

吉田委員 : はい、わかりました。ありがとうございます。

中村会長 : ほかにございませんか。

委員一同 : なし

中村会長 : それでは、市民環境部の皆さん、どうもありがとうございました。また、換気と会場準備のため10分程度休憩を取りますので、よろしくお願いします。

中村会長 : 次に、報告(1)の「(仮称)常呂・能取風力発電事業」について、株式会社ユーラスエナジーホールディングス様が来ていますので説明をお願いします。

加藤支店長 : 只今ご紹介にあずかりました株式会社ユーラスエナジーホールディングスで私は札幌支店の支店長をさせていただいております、加藤と申します。本日はよろしくお願いいたします。こちらに2名座っておりますのがこちらの案件を担当させていただいております、島田と日向寺でございます。よろしくお願いいたします。

まず本日はまちづくり協議会の場で、私共の風力発電事業について、ご紹介ご説明をさせていただく機会を設けていただき、まずはお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それでは、今日はこちらの風力発電の事業計画につきまして、まずは事業者である私共がどんな会社であるかということ、この発電事業が国の政策や社会の今の成り行きに対してどんな位置づけになっているかということのご紹介、最後に事業そのものの簡単なご紹介をさせていただきたいと思います。今からお示しするものはお手元にお配りさせていただいている資料と基本的には同じものでございますので、お手元の資料を見ていただいても結構ですし、こちらのプロジェクターをご覧くださいませ結構でございます。

まずは私共株式会社ユーラスエナジーホールディングスという聞きなれない会社名だと思えますが、2001年の11月に設立をした会社で、株主は豊田通商というトヨタ自動車グループの機械を収めている総合商社と東京電力ホールディングスとが、60%と40%を収支している事業会社で民間の会社でございます。資本金や従業員数はご覧いただいている通りです。ユーラスというのはギリシャ神話に登場する東の風の神様のエウロスというところに由来をしております、風力発電事業に関連した名前になってございます。企業理念

といたしまして「クリーンエネルギーの普及拡大を通じ地球環境保全の一翼を担う」ということを掲げてございます。風力発電事業を中心に一部太陽光発電も実施している会社で自然エネルギーの発電事業を普及することにより日本で主力電源である火力発電に代替し、火力発電の場合は燃やすことでCO2が発生しますが自然エネルギーの場合はそういったものが発生しないのでCO2の削減によって地球温暖化の防止に微力ながら貢献してまいりたいと事業をさせていただいております。企業ビジョンとしては一番目に地域とともに発展し、社会から信頼される企業ということを掲げさせていただいております。風力発電設備は非常に大きな設備でございますし、見方によっては東京の会社が地域にこういった巨大な設備を建てさせていただき、そういったご負担をいただきながら営利事業として利益を上げているというような部分がございます。そういった観点からも地域の方々から信頼をいただくことが我々の会社にとって極めて重要だと考えており、今回の事業についても地域の皆様にしっかりとご説明をさせていただき、ご理解をいただいたうえで事業を進めていく必要があるのはもちろんでございますが、無事に事業が実施できた場合においても地域社会の一員としてお仲間に入れていただけるようにいろいろな活動と一緒に参加などさせていただければ、と考えているものでございます。会社のご紹介としては簡単ですがこれまでにさせていただきます。

日本だけでなくヨーロッパやアメリカ、アフリカ等、海外でも発電事業をしている会社でございますし、国内では風力発電所が約30か所、太陽光発電所が8か所で事業を展開させていただいております。風力発電設備の設備容量としては、おかげさまで国内ではトップシェアをさせていただいている会社でございます。続きまして1枚めくっていただきますと北海道における私共の事業のご紹介でございます。道北が中心になってございまして、稚内市や遠別町、苫前町といったあたり、あとは伊達市、道南の高速道路を函館のほうに走っていただくと、途中で右手の丘の上に風車が建っているのをご覧いただいた方もいらっしゃると思いますが、あちらも私共の発電事業でございます。道内では177,000kWということで、北海道内における風力発電のシェアといたしましては、概ね4割から5割程度くらいのシェアとなっておりますし、全国の中でも特に北海道では私共の発電設備をより多く立地をさせていただいているような状況でございます。

こちらの事業の概要の前に、風力発電事業の国の政策におけるあり方を簡単にご説明させていただきたいと思っております。2011年に東日本大震災がございましてその直後2012年に国のほうで自然エネルギーの導入の促進を図るために固定価格買い取り制度という法律が導入されました。固定価格買い取り制度というのは、自然エネルギーの発電設備を設置した事業者は、その発電した設備から出てくる電気を20年間決まった金額で買い取っていただけることを国の法律で保障されたという制度でございます。発電事業というのは、初めに

大きな設備投資をして20年間の事業期間で電力を売っていくことで少しずつ投資を回収していく事業モデルになっていますが、将来、作った電気がいくらかで売れるかわからないと事業のリスクが非常に高いため、この部分を国の法律で決まった価格で買っていただくことを保証いただいております。これが2012年に法律として成立した結果、特に太陽光の普及がどんどん進んだという背景がございまして、風力発電設備もこの制度のおかげで太陽光ほどではないのですが、国の中で少しずつ発電設備容量が増えているというような状況でございます。この固定価格買い取り制度ですが、財源といたしましては実は税金ではなく、消費者、一般市民皆様方の電気代に少しずつ上乗せのような形になってございます。毎月皆様の電気料金の明細が届くと思いますが、そちらの裏面を見ていただくと再生可能エネルギーの導入支援の賦課金というものが毎月数百円か、電気を多くお使いの家庭ですと千円くらい上乗せしてお支払いいただいております。そういったものが日本全国の太陽光発電や風力発電、我々のような事業者の発電事業、あるいは一般の皆様がご家庭に太陽光パネルを設置していただいて、それを収入として得ることができる、そういったものの財源になっているというような格好でございます。とういうことで国でも今、再生可能エネルギーを主力電源として育てていこうと、今までは火力や原子力といったものが中心だったんですけども、今後、風力や太陽光を増やしていくということについては、いろいろな政党がございまして各党皆、再エネを増やすということについては、基本的には考えが一致していただいていると承知をしているものでございます。

一方で、国民の皆様にご負担いただいている、先ほど申し上げた賦課金は、太陽光や風力の導入が進むにつれて、ご負担いただいている金額がどんどん増えていくとまずいだろうということで、国で、この固定価格で、これをどんどん下げて将来的には、そういった補助なしで再エネという発電事業が独立できることを目指しております。私共、業界の一員といたしましても、いち早く自立した事業としてやっていけるよう目指しているところでございます。

再エネの発電事業ですが、特に日本の中では発電コストが残念ながら、まだ他の電源に対して必ずしも安くない、という一面がございまして、ヨーロッパを中心とした洋上風力発電事業ですと、火力発電よりも安い発電原価が達成できておりますので、そういった国や一般市民の方々のご負担のない形で自立した電源として既に達成できているわけでございます。国内においても、そのような形を目指してコストの削減等に取り組んでいるところでございますが、日本の場合、どうしてもいろいろな行政上の制約が海外に比べて厳しい面がございまして、地震が多いことでもありますけれども、或いは、国土が必ずしも広くない、人口密度が高いというようなところから立地できる場所が限られていると、今は洋上風力発電というのが国内でも少しずつ普及が始まるころ

でございますが、こちらについても漁業権との調整という問題もございまして、欧米ほど爆発的な普及が進むかどうか分からないというようないろいろな課題はあるわけでございますけど、少しずつ国内においても再エネを増やしてまいりたいという考えで、私共としても、多くの政党や国としても目指しているところでございます。その制度を利用させていただいて事業をさせていただくものでございますので、あくまで民間の会社が行う営利事業となってまいります。ということで事業といたしましては、地権者様と合意いただいて、建設に必要な行政上の手続きを法にのっとって実施していけば事業としては実現するものではございますけども、先ほど申したように、地域の皆様からすれば音の出る設備でもございますし、言ってみれば迷惑施設みたいな側面もあるものですから、私共としては繰り返しになりますけども、地域の皆様にきちんとご説明をして合意をいただいたうえで事業を進めてまいりたいと考えている次第でございます。

それでは事業の概要でございますけども、能取湖と常呂川の間の丘陵地帯、国道238号線を網走のほうからずーっと来て能取湖の漁港がございまして。その交差点を左に曲がって上がっていくと緩やかに登りが続き、この丘陵地帯に出てきて登りきったところに携帯電話の電波鉄塔が建っていると思っております。その南くらいの尾根筋に建つ計画をさせていただいております。今、環境影響評価の手続きも進めさせていただいております。そちらでは最大12基の計画と書かせていただいているんですが、現在北海道電力さんの電力系統に連携、接続をさせていただけることが確定しておりますのは、このⅠ期事業の7基だけということになっておりまして、27,000kW、4,000kWクラスの風車を7基設置させていただくのが今の計画でございまして、Ⅱ期事業の3基ということも環境評価の手続き上は書かせていただいておりますが、今のところ実現の目途が全く立っていない状況でございますので、今のところは7基の事業とご理解をいただければよろしいかと思っております。順調に進めば来年の4月から工事に着工させていただいて、2年間の工事期間を経たうえで2023年の4月に運転を開始させていただければというのが現在の計画でございます。ただ一部新型コロナウイルスの影響等もございまして、いろんな行政上の手続きで若干遅れが出ておりますので、場合によっては少し遅れが出てくる可能性がございます。

この風力発電の効果といったところでございますけども、国産エネルギーの有効活用、日本の主力電力である火力あるいは原子力についても、原材料は輸入をしなければいけないので国のお金が海外に出ていくと。それに対して国産エネルギーはそういうことがない電源でございます。あとは冒頭でも申し上げましたCO2の削減効果のある電源ということ。それから7基のⅠ期事業では概ね80億円から90億円くらいの事業規模と見込んでおりますけども、そういったものが立地することで地域に対しては固定資産税、償却資産となりますけ

ども、納税をさせていただくことを予定しております。その他事業税、法人税等ございます。それから土地の有効活用です。土地についてはJA ところさんの土地がかなり多くて、あとは網走市さんの土地も入ってございます。それから建設工事の際、ある程度大きな事業、工事になりますので地元の会社さん、あるいはコンクリートメーカーさん、生コン屋さんみたいなどころには一定の波及効果があると考えております。残念ながら製造業と違って雇用はそんなに多く生まれない事業でして、運転に必要なのは3、4人で、地元でこの近くで風車のメンテナンスを日々担当し、この場所に常駐させていただくことを考えてございます。先ほどご紹介した各立地地域では、地元の高校をご卒業いただいた方々も積極的に採用させていただいておりますので、もし希望していただける学生さんがいらっしゃれば検討してまいりたいと考えているところでございます。それから冒頭申し上げました地域の社会の一員として認めていただきたいというようなところで、地元のお祭りや地域の清掃活動、食住の活動ですとかそういったことを地元でやってらっしゃる場合には、私共も積極的に支援ですとか参加をさせていただいているところでございます。或いは環境に貢献する施設という一面がございますので、そういった環境の学習として地元の小中学校の生徒さんの見学会や、私共が学校に出向かせていただいて事業や環境についてご説明をさせていただく出前事業と呼んでいますけど、そういったものをさせていただくことを会社としては取り組んでいるところでございます。

こちらが設置させていただく風車のサイズで大変大きなものでございまして、風車の羽根の直径は130メートルくらい、最高の大きさは150メートルくらいのサイズになってございます。こちらが事業のスケジュールで先ほども申し上げましたとおり、今現在は風況調査が終わって環境影響評価の準備書という手続きをさせていただいております。環境影響評価の手続きはご存知かと思えますけども、ある程度の規模の事業については、その事業が実施されることによって地域の環境にどんな影響があるかということを予測評価し、それについて専門家の先生や市民の方々、或いは行政、今回であれば網走市様と北見市様、それから北海道庁からご意見をいただき、より適切な事業になるように事業計画を変更しつつ、より良い事業になるよう進めていくものでございます。準備書はつい先日、道知事意見をいただきまして、この後、環境大臣意見や経済産業大臣意見をいただいて、その意見に従って事業計画を必要に応じて修正していくということを検討してございます。順調に進めば先ほど申したように来年2021年度から工事に着工してまいりたいと考えてございます。以上、駆け足になりましたが事業のご説明をさせていただきました。ご質問があればお受けしてご説明させていただければと思います。よろしくお願いたします。

中村会長 : ただいま、「(仮称)常呂・能取風力発電事業」について説明がありましたが、何かご質問等ございますか。

加藤支店長 : すみません、申し忘れましたが、地域の方々へのご説明の機会ということで、今、立地させていただく最寄りの地区へは一部先行して説明会をさせていただきました。今週、水・木・金と、それぞれまた個別に説明会をさせていただく予定でございます。また常呂町全体へも説明をさせていただきたいと考えておりました、まだ日程調整中ですが7月の18日19日を候補に町全体を一回でやるのか、或いはいくつかに分けるのかというような細かいところも調整中でございますが、町民の方全員にご参加いただける機会を少なくとも一回は設けさせていただく予定で計画をしているところでございます。

中村会長 : 何かございませんか。

野辺委員 : 説明した時の能取の雰囲気はどんな感じですか。

加藤支店長 : 網走市は今週ですけれども、どちらかというと、常呂町様のほうがこの事業に対して慎重といえますか、網走市さん側のほうが私の印象としては少しおらかなのかなというような印象を持っております。

久世委員 : 耐用年数はどれくらいを見込んでいますか。

加藤支店長 : 基本的には建築基準法に似た審査を受け、その際には20年間の耐用年数を前提として審査を受けています。

久世委員 : その後はどうなるんですか。

加藤支店長 : 実は20年経っても使えるだろうと思っております、その際にまだ使えると判断できて、そこからできた電気を買っていただけるという状況であれば継続して事業をさせていただきたいと思っております。ただそれが難しいということであれば、地権者様とのお約束の上では撤去して更地にしてお返しすることでございます。

山内委員 : 電気料金に上乘せ、賦課金をかけるとおっしゃいましたが、今回網走市と北見市ということで賦課金はその地域にかけることになりますか。

加藤支店長 : いえ、この電源に限らず日本全国にできている自然エネルギーの電源から生まれる電気全てが、国民の皆様にご負担いただくもので、立地地域が特に重い賦課金になるというようなことはございません。

山内委員 : 賦課金をかけるにあたって、エア・ウォーターさんだったり、生協さんの電力だったり、賦課金は同じくかかってくるんですか。

加藤支店長 : そうですね。どの電力会社さんを小売事業者として選んでいただいても、お使いいただいた電気の量に応じて賦課金というのは同じだけ賦課されることになってございます。その賦課された金額っていうのが、それぞれ小売事業者から資金を調整するための団体のようなところに一旦集まって、そこから発電事業者にお金が還元といいますか、支払われるという仕組みになってございます。

山内委員 : もう一つ、実際に遠くからではありますけども見たことがあるんですけども、とても大きなもので体への影響とかはないんですか。

加藤支店長 : まさにそういったあたりをこの環境影響評価の手続きの中で、私共として今回の事業がどんな周辺環境ですとか、或いはお住まいの皆様ですとか、周りの自然生態系にどんな影響があるか、というものを予測評価してお示しをさせていただきます。

結論から申し上げますと、ほとんど影響ないだろうと考えておりますが、項目ごとにご説明していくとかなり時間が必要なので、場合によっては改めてご説明の機会を、或いは個別にご説明させていただく、或いは7月の18日あたりで予定しております説明会にご参加いただければ、そのあたりについて、もう少し時間を割いて、ご説明をさせていただく予定でございます。

新谷委員 : CO2 の削減ですとか自然エネルギーの活用ですとか、素晴らしいことだと思うので進んでほしいとは思いますが、一方株主の構成を見ると東電の関連会社か、子会社なんですかね。その中であの巨大な150mクラスのもの、12基、私たちの故郷の景色の中に突然登場するわけですよね。個人的な印象ですけど、そんなものを私たちの自然の景観の中に見たくないというのが僕の個人的な思いとしてはあるんです。エコだとかCO2の部分には賛成ですけど、その中で東電さんの関連会社だっただけ見ると、何となく企業理念がクリーンエネルギーの普及・拡大を通じ、原発推進の一翼を担うという印象を受けてしまいますよね。個人的な意見ですけど。

いま福島原発の事故の後、終息に向けても迷走されているじゃないですか、東京電力自体。その中でエコの風力やら太陽光の事業をしていますよっていう隠れ蓑の中で、原発推進を東電さんがしている、その隠れ蓑の一つにされちゃうんじゃないかと、ちょっとしっくりこないっていう印象も個人的には持っています。そうやったときの風力発電事業、それと今日の道新に載っていた豊富の部分についても鳥類の関係で非常に厳しい環境省からの意見も出ています

よね。場合によっては取りやめも含めた事業評価の見直しをせよというようなことも言われていますよね。今日の豊富の記事も設置取りやめか大幅な配置変更を求めた、ともなっているので、ここの地域もラムサール条約への登録へもいかがですかと言われるような鳥の飛来地であるし、またオジロワシやオオワシなどの希少鳥類もたくさんやってくる地域ですから、宗谷岬の風力発電ですとか豊富と同じような環境省の意見も出るのではないかなという気はしています。それで、そういったときに今の計画ですよ、ちょうど見直し等されることになってしまうのではないかと思うんですよ。そういった部分の受け止め方というか、ユーラスさんの今後の環境省の調査等も含めて、どう思っていますか。

加藤支店長 : はい、まず私共の会社の成り立ちですが、今は豊田通商に吸収合併されてしまったんですけども元々はトーメンという総合商社がございました。三菱商事だったり住友商事だったりの総合商社の九大商社に数えられていた会社ですが、そちらの電力事業部門が私共の会社の母体でございます。ところがトーメンがバブルの不動産関係の後処理なんかで吸収合併されました。そのときに電力事業部門は、古くから風力発電事業にも取り組んでいた会社でございまして、日本でもいち早く風力発電事業に進出していたんですが、そちらがトーメンという会社の中では比較的きちんと稼ぎがある部門だったものですから、そちらを分社化して切り売りしたんですよ。その時に会社を買ったのが東京電力で、そういう形で東京電力が入ってきました。

当時は、もちろん原発よりもずっと前、80年代から風力発電に取り組んでおりまして、東電が出資したのは2001、2年あたりでそのころから将来的にこういった再エネ発電事業が国内でも注目されている、或いは当時も旧トーメンでやっていた発電事業は海外でもかなりの実績が既にあるので、そういう会社に出資することで事業のノウハウを得たいと東京電力のほうで考えられて出資をされたという経緯でございます。

その後には東日本大震災が起きて、当時は60、40の出資率で現在とは逆に東京電力が60だったんですが、東京電力が60%ということは子会社ということになるものですから、それだと私共の事業としてもなかなか資金調達が難しいという場面が当時ありまして、株主同士で話し合いをして出資割合がひっくり返ったというような経緯がございます。そういった意味でも、もともと東京電力は後から入ってきた会社ですよということ、或いは東日本大震災のずっと前から自然エネルギーの発電事業に取り組んでいる会社であるということはお分かりをいただければと思います。

それから環境影響評価のことについて、地域の皆様の慣れ親しんだ景色が一変してしまうということについては何の反論もできません。その通りかなと思います。ですから私共としては風力発電事業の良い面を何とかご理解いただく、

或いはそこで事業をさせていただき一員として地域にどのように貢献ができるかということについても皆様からご意見をいただいたうえで取り組んでまいりたいと考えております。ということで景観のことについては事実としてそのような影響が出ることとなりますので、こういったご説明しかできないのかなと考えております。

ただ、先ほど豊富町のご紹介いただきましたけども、あちらについては私共の事業ではなくて他社さんの事業ですが、私共も道北地域で似たような事業スケジュールでかなり大きな風車120基くらいを建てさせていただき計画を稚内市・豊富町・幌延町の3市町村にまたがって計画をしてございます。そちらのほうは環境影響評価の手続き既に終わっておりまして同じように道庁や環境大臣から、この風車は取りやめるべきじゃないのかというようなご意見をいただいて、実際にそのように実施計画を修正したうえで建設に向けて動いているところでございますので、いただいた意見は真摯に受け止めて事業計画に反映させていただくというのが基本的な考え方でございます。

吉田委員 : この大きな翼を動かすだけの風がこの常呂町に吹いているようには思えないんですけどもそれだけの風が吹くっていう調査はされているんですか。

加藤支店長 : はい、もちろんさせていただいております。風力発電事業者としては先ほど申し上げましたように最初に非常に大きな初期投資をして、そこから出てくる発電によってその投資を開始していくというビジネスモデルでございますので、その場所に風がきちんと吹くかというのは事業にとって一番大事なことでございまして、過去10年以上この場所では風がどのくらい吹くかという調査をさせていただいて国内でも30か所くらいやらせていただいている中で、こちらについてもきちんと事業として成立するだろうと考えているところでございます。ちなみに風車は風速6m/sくらいの風が吹くとゆっくり回り始め、12mくらいの風速が吹くと定格出力と言いまして、その発電設備が持つ能力をフルで発揮できるような状態になります。25mくらいの風が吹くと回りすぎて危ないということで自動的にブレーキがかかります。24時間365日この風車が全てフル出力で回っていた場合の発電量を100といたしますと、こちらの場所では概ね20~25くらいの発電割合、逆に言えば7割8割くらいは止まっているかもしれない、或いはゆっくりしか回ってないというようなイメージで、そのくらいで事業が成り立つような建設コストですとか売電価格の割合になっているということでございます。日本の風力発電の平均は20~25くらいですね。私共の会社の平均としては25~30くらいなので私共の国内事業の平均からするとこの場所というのは必ずしもすごく良いということではないですが、発電事業の予定地内に送電線が通って送電線に接続するためのコストがすごく安い、或いは丘陵地帯ということでかなりなだらかなところでござい

ますので建設工事のコストが比較的安いということで、風がそこまで強くなくても事業としては成り立つという見込みを立てているところでございます。

吉田委員 : 7割8割稼働しない状況のものを12基建てるためにかなりの自然が破壊されますよね。

加藤支店長 : 自然が破壊されるものとCO2削減によって得られるもの、どちらがどういう評価をするかというような比較になると思います。いろいろなご意見があることはもちろん承知はしてございますけども、私共としては実施する意義のある事業だと考えているものでございます。

吉田委員 : そういう風に自然を大きく動かしてしまうことによって、今まで私たちが自然のために得てきたものに、どれだけの影響を与えるかというところまでの調査はされていますか。

加藤支店長 : それがまさにこの環境影響評価という手続きの中で実施させていただいているものでして、道路・ダム・電車・飛行場・新幹線など大規模な自然の改変を伴う事業については法律に基づいてその事業を実施した時に周辺の生態系・動植物、それから騒音や景観にどんな影響があるかということを経営者自らが予測をし、その予測結果が元々あった環境に対して与える影響がどの程度かを予測、評価して、それについて行政や専門家の方から意見を頂戴して、その頂戴した結果によって環境影響が大きすぎる部分があれば設置をやめたり計画を修正したり、或いは位置をずらしたりというようなことを事業に反映して、そういったご意見を取り入れた形で最終的な事業を実施させていただくような手続きになってございます。

新谷委員 : 吉田委員のお話に答弁された印象ですけども、私たち自然エネルギーで良いことするんだから少しくらい自然破壊したからって何だっていうんだってというような風に聞こえたんですけどいかがでしょうか。

加藤支店長 : そのように聞こえてしまったのであれば本当に私の不徳の致すところですけども、ただ本音のところでは多かれ少なかれそのように考えているところは正直でございます。

新谷委員 : その自然に影響が出るところに暮らしているのは私たちじゃないですか。あなた方はそこにはいないし。あなた方はそこに風車を建ててそこが一つの事業として成果あるものになっているし、負荷はこちらの地域ばかりで税金等で潤うんだからいいんじゃないか、そういうような感じですよ。印象としては。

加藤支店長 : そういう面は否定できないと思います。私共の事業と性格としましてはね。ですからこそ地域の皆様に受け入れていただけるような取り組みをきちんとしてまいりたいということを冒頭から繰り返し申し上げさせていただいているつもりです。

新谷委員 : そのあと、さっきの東京電力の子会社というところで何となく疑心暗鬼になるような部分も出てくるんじゃないですかね。もうちょっと謙虚に地域と向き合わないとなかなか受け入れる、そういうものにはならない気がします。個人的な意見ですけども。

中村会長 : 先日の説明会の時も話を聞いていたんですけども、私の知ってる苦前の人がいまして、苦前の場合は風車が回っていてもそんなに気になるところにあるわけじゃないんだそうです。でも、うちの場合、あの山ってというのは子供の頃からずっと見ている山で、どっから見てもきれいな山なんですよ。あそこに150mの建物が建つことは想像できないんですよ。あの環境を壊してまでも建てる必要があるのかという話はあの時にも出て、なんで常呂なのかっていうのも言っていましたよね。そこの説明もちゃんとできてないし、今回その説明をしてくれるのかと思ったらそこの説明もないし、あと低周波振動の話もしていましたよね。そして、あなた方は適切な答えも出てこなかったですよ。

加藤支店長 : いえ、私共としては私共なりにご説明を差し上げたつもりでございます。

中村会長 : ここに建てるのは日本で初めての大きさで、今回初めて作るって言っていましたよね。

加藤支店長 : 国内に導入する設備としては最大級の設備になります。

中村会長 : 実際に説明会が終わった後、帰り際にふもとに住んでいる人が本当に低周波振動って大丈夫なんですか？私いやだよなって言いながら帰っていったんですよ。ふもとに住む人がそうやって心配しているんだから適切な答えを出してあげないとすごく不安だと思います。

加藤支店長 : 特に一番最寄りの地区の方々には本当に丁寧な説明が必要だと考えておりますので、一回やったから終わりということではなくて、今後も繰り返しご理解いただけるまでご説明はさせていただきたいと考えてございます。

中村会長 : でもさっきの質問、公害とかそういう問題はないんですかって言われたとき、

たぶんないですって言いましたよね。

加藤支店長 : はい、私共としてはないと考えています。

中村会長 : その根拠は一体何なのかっていう話をしてくださって言っているのに、結局できなかつたからみんな不安になって帰っていったんですよ。またこれから説明会があると思いますから、住民が不安がることをちゃんと解決してもらいたいし、吉田委員が言ったとおりに、なんで常呂なのか？という疑問も、風が強い弱い話じゃなくて、なんで常呂なのかちゃんとした根拠を持った説明をしてもらわないと納得はいかないと思いますよ。

加藤支店長 : 皆様、自然エネルギーの導入自体はいいことだと先ほどもおっしゃっていただいたと思うんですけど、そういった方々が日本中にいらっしゃって全ての方々が騒音はいいけどうちの近くでするのはやめて、という風におっしゃられたら日本中どこでもこういった事業ってできないのかなと思います。という意味では事業として成立する場所で比較的環境影響評価の法にのっとった手続きとしてこのくらいの事業であれば周辺環境への影響も許容できる、限定的だというようなご意見を行政あるいは専門家の方々からもいただいた事業については、もちろん住民の皆様にご理解をいただくということが大前提ではございますけど私共としては実施をさせていただきたいと思います。

なぜその場所でなければダメなのかということのご説明はすごく難しいです。基本的には私共としては事業が成立する場所であれば成立する場所全てで風力発電事業をさせていただきたいくらい自然エネルギーの導入というのが意味のあることだと考えておりますので、こちらについてはなかなか考え方に隔たりが生じるころではあると思いますけども引き続きご説明をさせていただければと考えてございます。

中村会長 : 今回、北海道は経験していますよね、ブラックアウト。あのときに風車が回っていたら常呂には全部電気がくるのであれば、我々も犠牲にしてでもやる価値はあると思いますけど、結局ブラックアウトになってもこないんですよ。

加藤支店長 : 今の仕組みではこないです。今ほくでんネットワークというのが分離しましたけれども、北海道電力管内ではあの会社一社だけなんですね。それ以外の会社は送配電の維持や供給をする能力がないというのが現実だと思うんですけども、そういった中で少しずつ、ある地域がブラックアウトしても別の地域は独立して維持できるようなマイクログリッドと言われるような構想があるんですけども、そういったものが少しずつ実証事業として実験的に取り組みが進んでいるところがございますので、数年後、あるいは十数年後にはそういった仕組

みが出来上がるかもしれないですけども、今のところでは必ずそういう風にできますと、私共としてお約束することはできないというのが正直なところでございます。

河村委員 : そもそも基本的なところをお聞かせいただきたいんですが、私の知っている知識ちょっと古いのかもしれませんが電力ってそもそもリアルタイムで生産されたものをコンセントに送られているという認識でよろしいんですかね。

加藤支店長 : はい、同時同量といいまして需要のほうは平日の昼と夜、休日、或いは夏と冬なんかでどんどん変わっていますので、それに合わせて供給を北電さんが調整されているというものでございます。

河村委員 : 私の知っている範囲で風力発電、太陽光発電というのは安定電力にはなりえないという認識なんですけども、その点って昔から特に変わってらっしゃらないんですか。

加藤支店長 : 変わってないですね。ただし北海道の場合は需要がほかの地域に比べて必ずしも多くない、その割に自然エネルギーの導入が割合としてかなり進んできている中で北電がこれ以上変動電源、風力や太陽光は受け入れられない、受け入れると調整が追いつかずこの間のようなブラックアウトが起きかねないというようなことを仰ってまして、いま日本の中では北海道だけなんですけども、蓄電池とセットでないところといった風力発電設備を導入できないということになってまして、その蓄電池に少し入れることによって変動を緩和して北海道電力に流すという形でその部分を解決しているという形になっています。

河村委員 : いま余った電力を蓄電するための設備はあるってということですか。

加藤支店長 : 余った電力というよりも変動を緩和するためですね。需要が、例えば夕方くらいになると暖房が増えてきたり工場が止まったりすることで朝方と夕方では電力の需要の変動が大きいんですよね。それに対して自然エネルギーが関係なく風次第で発電していると北電さんのほうは調整ができなくなってしまう。その部分を蓄電池に一旦溜めておいて馴らした形でしか流さないということで、余った電気というよりは需要に合わせてというような意味合いが強いと思います。

河村委員 : ダムとかだったら余剰電力で水を一回上にあげて、使うときに落としてというようなことをされていますけど、そういうのがあるってことなんですね。

加藤支店長 : 将来的には風力をより普及させていくためにはそういう調整機能がますます必要だと言われてます。一旦全量を蓄電池に入れてそこから流す、或いは電気を電気としてではなくて別のエネルギーに変えて貯蔵するとか。そんな研究も進んでおります。例えば水素にするとかあるいは回転力にするとか、いろいろな考え方がありますが、将来的にはそういう出力変動の風力の弱点みたいなところを補っていかないと自立した電源として成立しないという部分はご指摘の通りだと考えております。

河村委員 : 将来的にはとか、たぶんどとか、おそらくとか、曖昧な発言されてますけども、今そういう目途ってもう立ってらっしゃるんですか。

加藤支店長 : この事業については蓄電池を併設する事業でございます。将来的には蓄電池をつけるとなるとその分、発電コストが上がってしまうので電源として自立はなかなかできないという部分にも繋がるので、蓄電コストも含めて下げていかないとなかなか風力発電というのは主力電源として育っていかないのかなというようなことは業界全体の課題として認識をしております。

河村委員 : 20年スパンで考えていらっしゃるというかんじでしたけども、おそらく蓄電池の寿命ってもっと早く来ますよね。

加藤支店長 : そうですね、はい。

河村委員 : 蓄電池の耐用年数は大体何年でしたっけ。

加藤支店長 : 10年と言われてます。

河村委員 : 色々話聞かせてもらった限りの私の考えですよ。私自身、太陽光発電とか風力発電、正直あんまり信用してないんですよね。恐らくそういう発電事業っていうのは電力の固定の買い取りというようなこと言っていましたけど、そういう業者さん向けの単なるビジネスモデルにしかなくてないよと感じるんですけど、我々に対するベネフィットって特にならぬように感じるんですけど何かそういうベネフィットを提供しようというのはあるんですか。

加藤支店長 : おっしゃる通り、固定価格制度の課題はご指摘いただいた通りでございます。将来的に20年間っていう事業期間、国が後押しをすることによって事業者が独立して事業ができるように育っていかねばいけない、それをサポートするための制度ですと国としては言い続けてらっしゃいます。ですから補助がない形でも事業として実施していただけるようなコストダウンを事業者とし

て、欧米では既に実現されているわけですから、そのような実力をつけていかなければいけないと考えてございます。

河村委員 : ありがとうございます。それで常呂町って漁業とか農業とかって結構盛んな地域ですが、低周波の影響のことで私が知っている範囲だと人体に対して恐らく影響があったんじゃないかという例なんかも聞いたことがありますし、乳牛の乳の出が悪くなったなんて話も聞きます。ただそれに関しても恐らく大丈夫だろうと仰っていましたが、確かに相関性は認められましたと、ただ因果関係だけはわかっていない、だから大丈夫だろう、今回の発電所の件は関係ないだろう、というような話を聞いたことあるんですけども、本当にこれでこの地区に対して影響が全くないと言いきれるんですか。

加藤支店長 : 低周波音の問題に関して申し上げますと、日本で風力発電の導入が始まった当初2000年代の頭とか90年代の末あたり、まだ風力発電事業者がどういった場所に立地していいのか、民家からどのくらい離せばいいのかというようなことがしっかりした国のガイドラインもなく事業者もあまり経験がなかった頃ですね、民家から200mとか300mくらいのところに風車を建てていた時代がございました。そういったところでは騒音問題が発生したと同時に、騒音だけでなく低周波によっても影響があるのではないかと、というようなことをかなり言われて新聞などでも報道されました。ところがその後、日本の中で風車はどんどん増えているんですけども、いま風車の低周波音についての報道とか危険性のご指摘みたいなことはほとんどなくなっています。つまり一定程度距離を離すことによってそういった問題は日本中で起こらなくなってきているというのは事実として申し上げてもいいのかなと考えてございます。

また、そのような事例が頻発したことを受けて、環境省の方でも風車から出る低周波音の人体への影響ということに絞って5、6年にわたって調査をされました。調査結果としては低周波音の音源というのは風車だけでなく自然界にも人工物としても皆様の周りにたくさんあると、そういった低周波音の音源と比べて風車の音源だけが取り立てて人体に悪影響を及ぼすというようなことは認められないというのが結論でございました。なので、その調査結果からも私共としては低周波音の問題についてはご心配いただかなくても大丈夫だと考えております。

河村委員 : それは心配なかったとして、先ほども話しましたが我々は風力発電事業、御社の営利目的の風車の事業を受け入れたところで我々に対するベネフィットは何かしら提供していただけるんですか。

加藤支店長 : そちらについても今私共の立地しております地域ではですね、売り上げの一

定額を地域に還元させていただき取り組みをさせていただいております。

取り組みの実例としては自治体への現金としての寄付であったり、或いは洋式ウォシュレットがついていない地域の小中学校のトイレをウォシュレットにさせていただくとか、或いは小中学校の部活動の楽器だったり用具の寄付であったり、或いは公民館を建て替えさせていただくとか、僅かばかりではありますけどもいろいろな取り組みをさせていただいております、ご頂戴しましたご指摘のようなことをご要望いただくことが非常に多いので、会社としてもますますこういった取り組みについては強化をしていかなければいけないと考えてございまして、正しくこのような協議会の場で地域にどのようなご要望があるかというようなことをご意見いただきまして、私共の取り組みに活かしていければなと考えているところでございます。地域ごとのニーズみたいなものがどうしても私共ではわかりかねる部分がございまして、なかなか効率的な取り組みが難しい部分がございまして、そういったところは是非地域の皆様からのご意見ご指導をいただければと考えているところでございます。

河村委員 : わかりやすく現金での還元っていうことをおっしゃりたいんですね。

加藤支店長 : 現金の還元は私共も必ずしも社員が住宅に居るような会社でない中で手っ取り早いかつ、何となく公平な感じがするということで、どうしても地区ごとになるとここまでの人にはあるけどもこっちは何にもなし、みたいなことになってその線引きもどこが適切なのか私共ではなかなか判断しにくいというところで、逃げ道みたいな面もあって自治体への現金寄付というようなことをさせていただいていた面はございます。ただそれだとしても地域の方々に見えにくいところがございます、なかなかそういうことをしていることをわかっていただけないというところから、もっと見えるような取り組みに変えていかなきゃいけないだろうということで、近年先ほど申し上げましたいくつかの事例のようなことをさせていただいているところでございます。

河村委員 : 今一つの要望として景観を損なわないでほしいって要望が出ていますけどそれを実現することはできないんですか。

加藤支店長 : 景観を損なわない形で風力発電事業をするのは無理かと思えます。

河村委員 : できないんですね。御社の発電事業を望んでらっしゃらない方がかなり多く見受けられるような感じがするんですけども、それでも事業を行うっていう認識でよろしいんですか。たくさんの反対意見がある中で。

加藤支店長 : ちょっとこの場でお答えするのは非常に難しい質問ですけども、道北地域、

或いは国内で先行して私共の事業をさせていただいている地域で、中には20年近く事業をさせていただいている地域がある中で、今では普通に地域に当たり前にあるものというような形で受け止めていただいている地域のほうが多いのかなって、地元の最寄りの地区の集落みたいなのところとも長いお付き合いをさせていただいていて地域とのもめごとがずっと続いているとかそういったところはないんですね。そういう意味では時間をかけてでも理解をいただけるような形にしていきたいと考えておりますけれども、常呂町の住民7割8割の皆様が反対してらっしゃるといようなことであれば事業をなかなか実施するのは難しいのかなという風に思います。

河村委員 : わかりました。

山本副会長 : 結果的には景観も悪くなるわけで、どうぞ建ててくださいって話にはならない気がします。我々が我慢するんだから何かメリットがないと、我々は悪くなるばかりじゃないかって。こんな議論じゃどうにもならないと思います。

加藤支店長 : それはおっしゃる通りでございますので、必ず何かしらの地域貢献というのは売り上げの一定額を割いてさせていただくということはお約束をさせていただけます。ただそれがいくらならいい、みたいなのところはなかなかすぐに決められることではないので、どういった形で使い道がいいのかということも皆様にご理解、納得のある形で決めなければいけないと思いますので、そのあたりについては着工まであまりお時間もないですけども引き続き協議はきちんとさせていただきたいと考えてございます。何もしないといことは絶対にはないです。

中村会長 : あの説明会の後にちょっと聞いた話なんですけども、何十年か前にも一回風車を作りたいって話が常呂でもあったみたいなんですよ、同じ場所に。それがなくなったらしいですけど、それについては調べてくれましたか。

加藤支店長 : なくなったということではなくて、なかなか事業環境として整わなかった。私共も会社として無次元にお金があるわけではないので、順番に事業を進めていく中で今回この場所が先ほどの蓄電池の問題も含めて漸く北電さんとの協議も整ってというようなところでございます。

中村会長 : じゃあその話は知っているってことです。

加藤支店長 : はい、もちろん。

田淵委員 : 今話していたように全然なくなっただけじゃなくて現地調査の部分では農協も協力しております、農協も次世代のエネルギーの部分では賛同して調査に協力していますし、10年20年近く前から北電さんとの買取の協議で毎回入札の中では手を上げていたんですよ。その入札の結果抽選に漏れていたところでその方式が今回変わったもんですからこういう形でたぶん事業になったということなんで、その部分はたぶん誤解されていると思うんで、ひとつ言わせていただきます。

山本副会長 : 農協牧場は影響ないの？

田淵委員 : 牧場のほうも一応最初に計画いただいたときに実際には放牧地の部分ではなくて採草地の部分と、環境という部分でいけばあそこに一本の木がありますよね。そこは今回の分では協議のうで当然外していただいたというところで、ある程度個人的な見解もありますけど現時点では先ほど話があったように本当はせっかくこういう風力という発想がある中でいけば地元で電力の供給ができるような形にならないかという話はさせてもらったと思いますけども、そういった形の実現を私共は可能性の中で期待をして賛同しているというところでございます。

山内委員 : 資料の中の5ページの操業実績の表があると思いますが、そのほか北海道でこれから計画されているところや予定地域は他にありますか？

加藤支店長 : 今回常呂は7基なんですけども、いま道北のまさにこの地域に先ほども少し申しました120基くらい風車を建てる予定がございます。それはそもそも北海道っていうのは実は工事がしやすいとか風が強いって意味では日本の中でも有数の風力発電に適した地域なんです。ただ北海道の場合は発電した電気を送るだけの送電線がないんですね。それによって風力発電の導入がポテンシャルに恵まれているのになかなか進まないという課題があったんですけども、この道北の事業では電線のほうを増強してその増強によってそれだけの規模の風力発電設備ができるというような形で国の実証事業にもなっており、私共として風車120基、発電出力では500,000kWくらい、今回こちらが30,000kWですので15倍とか20倍とかそのくらいのサイズの事業の計画をさせていただきます。

あとは苫前ウインドファームというものは操業して20年間経過をいたしましたので、こちらについては建て替え工事を計画しております。ちょうどいま撤去の工事をしております、来年新しいものに建て替えるという工事をさせていただきます。私共の北海道内での具体的な予定としてはそのくらいですね。先ほど豊富の道新の記事の件もご紹介いただきましたけども、いろいろな事業

者さんが道内でも計画をされてらっしゃるという状況ではございます。

山内委員 : それと風力発電事業の効果というところで地球温暖化対策、世界では自然破壊がとっても進んでいる中で二酸化炭素の削減効果があるということは、この地域は12基という少ない中でどれくらいの二酸化炭素の削減ができるのかというのはちょっとわからないところではありますけど、こういう対策がなされることはとっても良い部分だになって、今この世代だけじゃなくて次の世代も関わることなのでたくさん協議をしてみんなが納得いくような計画ができて実行できるような形になるといいかなと思います。

加藤支店長 : ありがとうございます。CO2の削減効果はなかなかどういう形でご説明するのがいいか難しいんですけど。

島田課長代理 : 調査結果によりますと、トドマツで言いますと年間470万本のCO2削減効果というのが火力から風力に変えることで削減できるという試算はさせていただいております。

加藤支店長 : 木は光合成で二酸化炭素を吸収しますよね。400万本とか500万本くらいのトドマツが年間に吸収するCO2と同じくらいの量を風力発電ができて風力発電が火力を代替することによって火力発電から出るCO2を減らせる、そういうご説明になります。ちょっとわかりにくいのでガソリンが何リットル燃えた時に出るCO2の量くらいですか、そういう説明もできたらいいと思うんですがちょっとご説明の仕方を考えさせていただきます。

中村会長 : ほかにございますか。

加藤支店長 : 先ほどご指摘をいただきました地域貢献、地域へのメリット、ベネフィットについては私共としても非常に大きな課題だと考えてございますので、是非皆様から今後ご意見をいただきながらどんな取り組みができるか考えてまいりたいと思います。市役所のほうからは自治体への寄付というのはそんなにいないから地域の住民の方にわかりやすく還元してもらえるような取り組みをぜひ考えてください、とおっしゃっていただいておりますので是非そのような形で進めていければと考えてございます。引き続きよろしく願いいたします。

中村会長 : 一応そろそろ時間なんですけども、もしもっとお話を聞きたいということがあれば、またまち協のほうで機会を作ってやりたいと思いますけどどうします。もっとお話をしたいのであればこっちで段取りしますけど。よろしいですか。

新谷委員 : また新しい課題が出た時にお越しただいて説明いただけるとありがたいです。

中村会長 : そしたらもし機会があったらまた説明しに来てもらってもいいですか。

加藤支店長 : はい、いつでもお伺いいたしますので。

中村会長 : 皆さん納得するわけじゃないと思いますが、ちゃんと気持ちが入るようになればいいと思いますので、こちらのほうでも機会を作りますからまた改めて。

加藤支店長 : また、稚内あたりがよろしいかと思うんですが、地域に既にある私共の風車についてもご要望あれば是非見学のアレンジもさせていただきたいと思いますし、稚内市役所の行政の方がどんな風に私共のこと見ていただいているかとか、或いは地域の地区長さんですとかそういった方々のお声を直接ヒアリングいただくですとか、そういったことも必要に応じて考えてまいりたいと考えてございます。実は市役所の職員の方には既にそういう機会を一度アレンジさせていただいているところではございますけれども、引き続き地域住民の方々にもそういったことのご理解をいただくために取り組んでまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

本日は貴重なお時間をいただきまして大変ありがとうございました。

ユーラス一同 : ありがとうございました。

中村会長 : ありがとうございます。次に常呂まちづくりパワー支援事業補助金の追加募集について事務局から説明よろしく願いいたします。

中村係長 : はい、それではまちづくりパワー支援補助金についてご説明させていただきます。資料につきましては常呂まちづくり協議会資料別冊資料2ページをご覧ください。

まちづくりパワー支援補助金につきましては、年度当初の4月1日から15日までの間、広報やホームページなどにより周知したところですが、残念ながら応募はありませんでした。そのため、本来であれば先にまち協にお諮りするべきところですが、興味を持っている市民の方々に少しでも長い検討期間を設けるために、追加募集を実施することとし、すでに周知をはじめさせていただいております。

募集の概要につきましては、対象事業や対象団体などの内容は概ね今までと同じですが、中段の「募集の期間」に示しておりますとおり、応募期間を7月1日から7月31日までとしており、予算額は150万円となっております。

今後の日程につきましては、受付終了後、8月に開催予定のまち協におきまして、応募のあった事業の審査を行う予定となっております。新型コロナウイルスと共存する新しい生活様式への対応が求められる中、人を集めるイベントを開催すること自体、難しいご時世ではありますが、委員の皆様におかれましても、知人・友人などに事業の取り組みをお知らせいただけますようよろしくお願いいたします。事務局から説明は以上です。

中村会長 : ただいま、「常呂まちづくりパワー支援補助金の追加募集」について説明がございましたが、何かご質問等ございますか。なければよろしいですか。
以上で本日の議題はすべて終了しました。
次にその他として委員の皆様から何かございますか。
なければ事務局から何かありますか。

中村係長 : 次回の協議会の日程につきましてはまちづくりパワー支援補助金の審査を8月に予定してございます。日程については改めて調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。

中村会長 : 以上をもちまして、令和2年度第2回常呂まちづくり協議会を終了いたします。お疲れ様でした。